

臨時株主総会招集ご通知

私とあなたの真ん中に

Chiiki

株式会社 地域新聞社

証券コード：2164

開催 情報

開催日時 2024年6月28日（金曜日）午前10時

開催場所 千葉県船橋市本町二丁目9番3号

クロス・ウェーブ船橋211号

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

決議 事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 退任取締役への退職慰労金贈呈の件

第3号議案 ノンコミットメント型ライツ・オフリングによる当社第7回新株予約権の無償割当ての件

第4号議案 今後の戦略に関する基本方針の件

証券コード 2164
(発送日) 2024年6月13日
(電子提供措置の開始日) 2024年6月7日

株 主 各 位

千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号
株 式 会 社 地 域 新 聞 社
代表取締役社長 細 谷 佳 津 年

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://chiikinews.co.jp>

(上記の当社ウェブサイトアクセスいただき、上部メニューより「IR情報」「IRライブラリー」「事業報告書」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「地域新聞社」又は「コード」に当社証券コード「2164」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日の出席にかえて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月27日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2024年6月28日（金曜日）午前10時
2. 場 所 千葉県船橋市本町二丁目9番3号
クロス・ウェーブ船橋211号
(詳細は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 退任取締役への退職慰労金贈呈の件
第3号議案 ノンコミットメント型ライツ・オファリングによる当社第7回新株予約権の無償割当ての件
第4号議案 今後の戦略に関する基本方針の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 議決権行使において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条の目的を追加するものではありません。
- (2) 機動的な資本政策及び株主還元策が可能となるよう、当社定款第7条に自己株式の取得についての規定を新設し、さらに株主の皆様への利益還元の機会を充実させるため、当社定款第38条（現行定款第34条）に期末配当及び中間配当以外に加えて剰余金配当の基準日を当社で定めることができることとする旨の規定を追加するものであります。
- (3) 当社は、2022年10月24日付け「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」においてお知らせしたとおり、同日、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号口（2））としての当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入しておりますところ、本プランに定款上の根拠を与えることにより、株主の皆様のご意思をより明確な形で反映し、その法的安定性を高めるため、当社定款第8条に株式会社の支配に関する基本方針を実現するための取組みについての規定を新設するものであります。
- (4) 単元未満株式についての権利を合理的な範囲に制限するために、当社定款第10条に単元未満株式についての権利の規定を新設し、また、単元未満株式を所有されている株主の皆様のご便宜を図るため、買増請求制度の導入に伴い、当社定款第11条に単元未満株式の買増しの規定を新設するものであります。
- (5) 会計監査人が職務の執行にあたり期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第35条（現行定款第31条）に会計監査人の責任を会社法で定める範囲で免除することができる旨の規定を新設するものであります。
- (6) その他、会社法に基づき条文の整備及び字句の修正並びに条数の変更等、全般にわたり所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現    | 行   | 定      | 款 | 変    | 更   | 案       |   |
|------|-----|--------|---|------|-----|---------|---|
|      | 第1章 | 総      | 則 |      | 第1章 | 総       | 則 |
| (商号) |     |        |   | (商号) |     |         |   |
| 第1条  |     | (条文省略) |   | 第1条  |     | (現行どおり) |   |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～19. (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>20.</u> 前各号に附帯関連する一切の業務</p> <p>第3条～第4条 (条文省略)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> | <p>(目的)</p> <p>第2条 (柱書は現行どおり)</p> <p>1. ～19. (現行どおり)</p> <p><u>20.</u> <u>旅行業法に基づく旅行業、旅行者代理業および旅行サービス手配業</u></p> <p><u>21.</u> 前各号に附帯関連する一切の業務</p> <p>第3条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p><br><p>(新 設)</p> | <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p><u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p><u>(株式会社の支配に関する基本方針を実現するための取組み)</u></p> <p><u>第8条 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとしての当社株式の大量取得行為に関する対応策の導入または継続は、株主総会の決議によって行う。ただし、当社株式の大量取得行為に関する対応策の廃止および軽微な変更は、取締役会の決議によって行う。</u></p> <p><u>2 当社株式の大量取得行為に関する対応策に基づく対抗措置の選択および発動は、当社株式の大量取得行為に関する対応策に従い、株主総会または取締役会の決議によって行う。</u></p> |

| 現 行 定 款                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第7条 (条文省略)<br/>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>第9条 (現行どおり)<br/><u>(单元未満株式についての権利)</u></p> <p>第10条 当会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p><u>(4) 次条に定める請求をする権利</u><br/><u>(单元未満株式の買増請求)</u></p> <p>第11条 当会社の株主は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>第9条～第10条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集する。</p> <p>第12条 (条文省略)</p> | <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p><u>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p><u>3 当社の株主名簿の作成および備置きその他の株主名簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。</u></p> <p>第13条～第14条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第15条 当社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集し、<u>臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>第16条 (現行どおり)</p> |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(決議要件)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。</p> <p>第14条～第15条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第16条～第19条 (条文省略)</p> | <p>(決議要件)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>第18条～第19条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条～第23条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認事項があったものとみなす。</u></p> <p>4 (省 略)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第22条～第27条 (条文省略)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第28条～第30条 (条文省略)</p> | <p>(取締役会)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、<u>当該提案につき取締役（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べた時を除く。）は、当該提案を可決する旨の締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>4 (省 略)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第26条～第31条 (現行どおり)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第32条～第34条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第32条～第33条 (条文省略)</p> | <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第35条 <u>当社は、会計監査人（会計監査法人であった者を含む）の会社法第423条第1項に定める責任につき、善意であつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議によって、法令が定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第36条～第37条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(剰余金の配当基準日)</p> <p>第<u>34</u>条 当社の期末配当基準日は、毎年8月31日とする。</p> <p>2 当社の中間配当基準日は、毎年2月末日とする。</p> <p>第<u>35</u>条 (条文省略)</p> | <p>(剰余金の配当基準日)</p> <p>第<u>38</u>条 当社の期末配当基準日は、毎年8月31日とする。</p> <p>2 当社の中間配当基準日は、毎年2月末日とする。</p> <p><u>3 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第<u>39</u>条 (現行どおり)</p> |

## 第2号議案 退任取締役への退職慰労金贈呈の件

2024年2月7日をもって取締役及び代表取締役を退任されました山田旬氏に対し、在任中の功労に報いるため、16百万円を上限として退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的な金額、贈呈の時期および方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

| 氏名       | 略歴                                    |
|----------|---------------------------------------|
| やまだ 山田 旬 | 2019年11月 代表取締役社長<br>2024年2月 代表取締役社長辞任 |

### 第3号議案 ノンコミットメント型ライツ・オファリングによる当社第7回新株予約権の無償割当ての件

会社法第277条に基づき、「ノンコミットメント型ライツ・オファリング」（以下「本ファイナンス」といい、本ファイナンスにより無償割当てされる当社第7回新株予約権を「本新株予約権」といいます。）による本新株予約権の無償割当てを、以下のとおり、また、別紙1発行要項記載の要領で実施することについてご承認をお願いするものであります。

本ファイナンス、すなわち新株予約権の無償割当ての実施は、会社法上、取締役会による決議事項とされており、株主総会の承認を得ることは要請されておりませんが、本ファイナンスにおいては、

- (i) 本新株予約権の行使にあたり当社株主からの資金拠出が必要になること
- (ii) 東京証券取引所の有価証券上場規程第304条第1項において、新株予約権証券の上場について、株主総会決議等による株主の意思確認等の増資の合理性に係る評価手続が求められていること
- (iii) 当社の独立社外取締役から、「本件増資は、株主割当増資に分類されるもので、全ての株主に平等・公正な設計となっており、少数株主保護の観点において格別の問題を生じさせるものではないが、前回のノンコミットメント型ライツ・オファリングに係る実施状況及び当社代表取締役が当社筆頭株主であるエンジェル・トーチ社の役員を兼任しているなどその後の当社の役員構成等に鑑み、本ファイナンスによる資金調達手法について株主総会の承認を得ておくことが相当である」旨の意見が出されていること

などの理由から、当社はより充実した情報提供とそれに基づく株主の承認を経ることが必要であると考え、本株主総会において、本ファイナンスの実施に関して、当該株主総会にご出席された（書面投票を含みます。）株主の過半数の承認を得ることを本ファイナンスの実施の条件といたしました。そこで、株主の皆様の本ファイナンスの実施についてご承認をお願いすることといたしました。

#### 1. 本ファイナンスの概要

2024年7月11日を株主確定日とし、当該株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき1個の割合で、本新株予約権を会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

#### 2. 本ファイナンスを選択した理由

##### (1) ノンコミットメント型ライツ・オファリングを採用した理由

ライツ・オファリングとは、一定の日における発行会社以外の全ての株主に対し、その保有する発行会社株式の数に応じて新株予約権を無償で割り当て、当該新株予約権の行使に際して払い込まれる資金を調達する手法であり、その他のエクイティ・ファイナンスと比較して、「株式増加に伴う希薄化の影響という視点では、既存株主に対して平等な選択機会が提供できること」及び「時価総額に対する調達規模（割合）という観点からは比較的大規模な資金の調達が可能であること」等の長を有した資金調達手法であると考えております。ライツ・オファリングにおいては、株主に無償で割り当てられた新株予約権は、東京証券取引所に上場されるため、行使を望まない株主は、市場で新株予約権を適切な価格で売却し、その経済的対価を受領することができるため、新株予約権の無償割当てにより自らが保有する株式の株式価値に希薄化が生じたとしても、当該不利益の全部又は一部を補うことが可能となります。

(2) その他の資金調達方法の検討について

ライツ・オフリングは、「株式増加に伴う希薄化の影響という視点で、既存株主に対して平等な選択機会が提供できること」及び「時価総額に対して比較的大規模な資金の調達が可能であること」の2点において、その他のエクイティ・ファイナンスのいずれとの比較においても、現在の当社において、より適当な資金調達手法であると考えております。

3. 本ファイナンスの日程

| 日程               | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2024年6月3日(月)     | 取締役会決議日<br>本新株予約権無償割当てに係る有価証券届出書提出日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 2024年6月19日(水)    | 本新株予約権無償割当てに係る有価証券届出の効力発生日(予定)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 2024年6月27日(木)    | 条件決定日(行使価額の確定日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 2024年6月28日(金)    | 本株主総会開催日(予定)<br>本新株予約権無償割当ての総株主通知請求(予定)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 2024年7月11日(木)    | 株主確定日(予定)<br>※本新株予約権の割当対象となる株主の確定日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 2024年7月12日(金)    | 本新株予約権無償割当ての効力発生日<br>本新株予約権上場日(予定)<br>(東京証券取引所より後日発表)<br>本新株予約権行使期間の初日(予定)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 2024年7月26日(金) 目処 | 本新株予約権の株主割当通知書送付日(予定)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 2024年8月31日(土)    | 2024年8月期に係る定時株主総会での議決権及び2024年8月期期末配当基準日<br>※2024年8月27日から2024年8月30日までの間は、当社の2024年8月期に係る決算期末による振替機関の本新株予約権の行使取次停止期間となります。また、本新株予約権を行使することにより取得する当社普通株式につき、当社の2024年8月期に係る定時株主総会での議決権を得るためには、原則として、2024年8月26日の営業時間までに本新株予約権の行使請求の手續の完了を確認することが必要となります(なお、前述のとおり、2024年8月31日は2024年8月期期末配当の基準日でもあります。2023年8月期決算短信において公表しておりますとおり、2024年8月期の配当予想は無配としております。)。なお、口座管理機関によっては行使請求の受付期間や手續の完了までに要する期間が異なる場合があるため、行使請求受付期間及び行使手續につきましては、必ずご自身で、各口座管理機関にお問い合わせください。 |
| 2024年9月5日(木)     | 本新株予約権の市場での売買最終日(予定)<br>※売買注文の受付最終日には取引先の証券会社ごとに異なる場合があります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 2024年9月6日(金)     | 本新株予約権上場廃止日(予定) (東京証券取引所より後日発表)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

| 日程            | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2024年9月11日(水) | 本新株予約権行使期間の最終日(予定)<br>※権利行使期間の期間内に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、2024年9月10日の営業時間中に、口座管理機関(機構加入者)に対する本新株予約権の行使請求の申出及び行使価額の支払いに係る手続が完了していることが必要になります。但し、行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる場合があるほか、各口座管理機関の事務処理の都合等により手続の完了までに想定よりも長い期間を要する場合がありますので、行使請求受付期間及び行使手続につきましては、必ずご自身で、各口座管理機関にご確認いただく必要があります。 |

#### 4. 調達資金の額及び使途

##### (1) 調達資金の額

本ファイナンスによる資金調達額は、本新株予約権の行使価額及び本新株予約権の行使状況により変動いたします。その詳細については、2024年6月3日公表の「ノンコミットメント型ライツ・オフアリングに関するお知らせ」をご参照ください。

##### (2) 調達資金の使途

本ファイナンスによって調達した資金は、①「資本業務提携、M&A」、②「AI、ソフトウェア研究開発」、③「リソースの拡充」にそれぞれ約165百万円、約150百万円及び約30百万円を充当する予定です。

なお、本新株予約権の行使価額及び実際の行使比率の状況によっては、実際の資金調達額(差引手取概算額)は約345百万円から増減しますが、その差額は、①「資本業務提携、M&A」への投資額を増減させることで調整いたします。上記差引手取概算額の支出時期までの資金管理については、銀行預金により安定的に運用する予定です。

なお、想定どおりの資金調達ができなかった場合には、不足分については金融機関からの借入れによる充当を目指しつつも、②「AI、ソフトウェア研究開発」における投資を優先して実行いたします。

以上の調達資金の使途に関する詳細については、2024年6月3日公表の「ノンコミットメント型ライツ・オフアリングに関するお知らせ」をご参照ください。

#### 5. 潜在株式による希薄化情報等

##### (1) 潜在株式による希薄化情報

2024年5月31日現在における当社の発行済株式数は2,159,286株であり、自己株式759株を差し引いた数2,158,527株と同数の2,158,527個の新株予約権が、本ファイナンスにおいて発行される見込みです。従って、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式の見込数は2,158,527株となり、発行済株式総数に対する本新株予約権に係る潜在株式数の比率は99.96%となります。

本新株予約権は各株主の皆様が保有する株式数に応じて割り当てられます(2024年7月11日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様には、2024年7月26日頃に、本新株予約権に関する株主割当通知書が、各株主の皆様がお取引のある証券会社にご登録いただいている住所宛に届く予定です。)。なお、本新株予約権は東京証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を市場で売却することができます。但し、割り当てられた本新株予約権の行使又は売却を行わなかった場合には、当該株式価値について希薄化が生じる可能性又は



当該希薄化により生じる不利益の全部若しくは一部を補う機会を失う可能性がありますのでご注意ください。

(2) 発行済株式数及び潜在株式数の状況（2024年5月31日現在）

|                             | 株式数        | 発行済株式数に対する比率 |
|-----------------------------|------------|--------------|
| 現時点における発行済株式数               | 2,159,286株 | 100%         |
| 現時点における潜在株式数                | 66,600株    | 3.08%        |
| 本新株予約権に係る潜在株式数<br>(見込数) (注) | 2,158,527株 | 99.96%       |

(注) 本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使が行われなかった場合には、発行される普通株式数は減少いたします。

6. 筆頭株主の動向

当社は、本取締役会に先立ち、筆頭株主であるエンジェル・トーチ社（2024年3月31日現在において当社の発行済株式総数の27.62%を保有）に対し、本ファイナンスにより割り当てられる本新株予約権に関する行使の意向の確認をしましたが、同社は本ファイナンスに対して反対の意向であることが確認されました。

しかしながら、当社は、東証グロースの上場維持基準の適合に向けた期間を鑑みると早期に計画を実現するための資金調達を実行することが必要不可欠であると判断しており、本ファイナンスにつきましては本株主総会において当社株主の意思確認を行いたいと考えております。

## 7. 増資の合理性に係る評価手続の内容

新株予約権の無償割当ての実施は、会社法上、取締役会による決議事項とされており、株主総会の承認を得ることは要請されておりませんが、本ファイナンスにおいては、(i) 本新株予約権の行使にあたり当社株主からの資金拠出が必要になること、(ii) 東京証券取引所の有価証券上場規程第304条第1項において、新株予約権証券の上場について、株主総会決議等による株主の意思確認等の増資の合理性に係る評価手続が求められること、(iii) 当社の独立社外取締役田中康郎氏から、「本件増資は、株主割当増資に分類されるもので、全ての株主に平等・公正な設計となっており、少数株主保護の観点において格別の問題を生じさせるものではないが、前回のノンコミットメント型ライツ・オファリングに係る実施状況及び当社代表取締役が当社筆頭株主であるエンジェル・トーチ社の役員を兼任しているなどその後の当社の役員構成等に鑑み、本ファイナンスによる資金調達手法について株主総会の承認を得ておくことが相当である」旨の意見が出されていることなどの理由から、当社はより充実した情報提供とそれに基づく株主の承認を経ることが必要であると考え、本株主総会において、本ファイナンスの実施に関して、当該株主総会にご出席（書面投票を含みます。）された株主の過半数の承認を得ることを、本ファイナンスの実施の条件とすることといたしました。田中康郎氏は、司法分野での豊富な経験及び知見に基づく客観性や中立性の高い助言・提言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけるものと判断して選任した社外取締役であり、また、法律専門家としての立場から、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定されております。なお、田中康郎氏は、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係、その他の利害関係はありません。

但し、本ファイナンスの実施の条件（本株主総会における本ファイナンスに係る議案の承認決議）を満たした場合であっても、東京証券取引所の「上場審査等に関するガイドライン」の規定に適合しない場合は、本新株予約権の上場が承認されないこととなります。この場合には、本ファイナンスの実施を中止いたします。

## 【第7回新株予約権発行要項】

1. 新株予約権の名称  
株式会社地域新聞社 第7回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の割当ての方法  
会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により、2024年7月11日（以下「株主確定日」という。）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に對し、その有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てる（以下「本新株予約権無償割当て」という。）。
3. 本新株予約権の総数  
株主確定日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数とする。
4. 本新株予約権無償割当ての効力発生日  
2024年7月12日
5. 本新株予約権の内容
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数  
本新株予約権1個あたりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式1株とする。
  - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、本新株予約権1個あたり339円（但し、2024年6月27日（但し、終値がない場合は、その翌営業日の終値とする。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額が339円を下回る場合には、当該終値の50%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。））とする。
  - (3) 本新株予約権の行使期間  
2024年7月12日から2024年9月11日までとする。
  - (4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (5) 本新株予約権の譲渡制限  
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない。
  - (6) 本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
  - (7) 本新株予約権の取得事由  
本新株予約権の取得事由は定めない。

6. 社債、株式等の振替に関する法律の適用  
本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。
7. 本新株予約権の行使請求受付場所  
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
8. 本新株予約権の行使に際しての金銭の払込取扱場所  
三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部
9. 本新株予約権の行使の方法
  - (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。以下同じ。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び行使価額の支払いを行う。
  - (2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。
  - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
10. 米国居住株主による本新株予約権の行使について  
米国居住株主は、本新株予約権を行使することができない。なお、「米国居住株主」とは、1933年米国証券法（U.S. Securities Act of 1933）ルール800に定義する「U.S. holder」を意味する。
11. 振替機関  
株式会社証券保管振替機構
12. その他
  - (1) 上記各項については、当社臨時株主総会における本新株予約権無償割当てに係る議案の承認決議及び金融商品取引法による本新株予約権無償割当てに係る届出の効力発生を条件とする。
  - (2) 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し、必要な事項の決定は代表取締役社長に一任する。

## 第4号議案 今後の戦略に関する基本方針の件

### 1. 提案の理由

当社は、2024年2月7日に代表取締役社長を交代して以降、新経営体制において、上場維持基準を充たすための企業価値向上に向けた取組みをより一層強化しております。その核となるのが「今後の戦略に関する基本方針」であり、そこにおいては、当社の企業価値の再定義のために多数の企業との連携やアドバイザリーボードの組成を構想しており、また、その実現のために第3号議案をお諮りし、ライツ・オフリングによる資金調達を予定しております。そこで、当社新経営体制といたしましては、この基本方針について、株主の皆様からご賛同いただいた上で進めていきたいと、本議案をお諮りするものであります。

### 2. 提案の内容

「今後の戦略に関する基本方針」の全文は、次のURL又は二次元コードよりご確認ください。その概要は、以下のサマリーのとおりであります。

<https://chiikinews.co.jp/files/StrategicPlan.pdf> (以下「当社ウェブサイト資料」という。)



### ◆サマリー

当社の現在の主要な収益源は、広告掲載料と折込チラシ受注料金で、資本市場からも「フリーペーパーの会社」という見方が定着しています。しかし、そのフリーペーパー発行事業から当社ならではの多くのアセット（企業価値）が生み出されていることは、ほとんど認知されていません。

「千葉県・茨城県のおよそ約170万世帯（25市2町）に毎週プッシュ型で新聞を届ける」。これが当社のアセットの核となります。

それを可能としている以下の要素もひとつひとつが大切なアセットです。

- ・ラストワンマイルにリーチできる約2,500人のポストメイト（配布員）
- ・年収や車保有情報などの独自調査項目も含む約6万人の読者データ
- ・千葉に特化したママコミュニティ「ちいきラボ」約1,500人の運営
- ・年間約8,000社、累計約8万社のクライアント
- ・5拠点40人以上の営業スタッフによる40エリアに分かれたきめ細かな営業網
- ・内製化された合計42人の編集・制作スタッフ
- ・外部協力者としての地域に根差した約150人のライター
- ・週1,000万部以上の折込チラシの発注にも対応可能な物流システム
- ・創業40年、上場企業ならではの信用・信頼

いわゆる「フリーペーパーの会社」は数あれど、これらの全てを具備する企業は他になく、唯一無二のアセットを保有する会社が地域新聞社と言えると考えております。

その稀有なアセットを再定義し、活用することが事業スケール拡大の早道であります。そのためにまず取り組みたいのは他社との連携です。当社のアセットを必要とするさまざまな業種の企業と手を携えれば、大幅に自社のリソースを割くことなく、スピード感を持って新サービスの提供が可能になります。そして、広く世の中に当社の企業価値が伝われば持続的に事業は大きくなると考えており、フリーペーパーのエリア拡大といった陸続きの事業拡大ではなく、「アセット活用型シーパワー・ストラテジー」で非連続的な成長を目指します。

アライアンスを進めた先にあるのは膨大なユーザーデータの獲得です。産学連携で生成AIの研究・開発に乗り出し実装すれば、当社の持つ「生きたデータ」の活用範囲が大幅に広がります。

上場維持の条件である「時価総額40億円」は通過点にすぎません。当社のアセットを時代のニーズや最新技術、生成AIなどと掛け合わせ、企業価値をさらに高い次元へと引き上げます。

## **(1) 企業価値の再定義を問う～フリーペーパー事業で培った価値の転換～**

### **(当社ウェブサイト資料 9P)**

これまで当社は、「人の役に立つ」という経営理念と「地域の人と人をつなぎ、あたたかい地域社会を創る」というミッションのもと、フリーペーパーの発行を主軸に事業を展開してまいりました。さらに収益の柱を強くするため、Web事業、HR事業、マッチング事業と新分野の可能性に注力してまいりました。

ただ、社内外ともに「フリーペーパーを発行する会社」というイメージで捉えられている状況を打破するため、当社が持つアセット（企業資産）に光を当てることで企業価値を再定義したいと考えています。

「ビジョン」は、自分がありたい姿、一方で「パーパス」は、世の中に対する企業の存在意義です。即ち我々の存在理由を示す答えです。「ビジョン」は全ての企業で掲げることが可能ですが、真の意味での「パーパス」を思い描ける企業はそれほど多くないのではないのでしょうか。その点、当社は真の意味での「我々だからこそ」という「パーパス」を世に問うことが可能であると考えています。

そこでキーとなるのが、これまでのフリーペーパー発行事業で培った多くのアセットです。

## **(2) 当社のアセット（企業資産）は唯一無二**

### **(当社ウェブサイト資料 13～22P)**

当社のアセットとは、ずばり「およそ170万世帯（25市2町）に毎週プッシュ型で鮮度・信頼度の高い情報を届けることができる機能」です。

例えば、毎週約170万部の新聞を印刷会社から配送センターを経由し、各エリアに住むポストメイト（配布員）へと正確に届ける物流システムがあり、それをエンドユーザーへと届ける2,500人近いポストメイト（配布員）がいます。ラストワンマイルにリーチ可能な方たちがこれだけ存在すること自体が、大きな可能性を秘めているといえます。

地域密着の記事を取材する約150人の地域ライターや編集・制作スタッフの内製化による、鮮度の高い地域情報を見つけて伝える能力も当社ならではのものです。

また、千葉県内に5拠点を構え、40人以上の営業スタッフからなるきめ細かな営業網により、地域のお店や企業の課題解決に取り組んでまいりました。結果、年間約8,000社（累計約80,000社）の顧客と取引をしています。

加えて、千葉県のママによるコミュニティ「ちいきラボ」（登録者数約1,500人）の運営を通し、読者モデルやイベント講師など地域のママたちが輝ける場も提供しています。

他にも、紙面などを入口として収集した約6万人の読者データ、印刷会社や物流会社といったステークホルダーとの良好な関係性など、今後強化することでさまざまな展開が見込める「宝物」が多くあります。

これら全てのアセットを保有している企業は、全国的に見ても「唯一無二」であります。参入障壁の高さから、今後追隨する企業はないと断言できます。換言すれば、後述する「シーパワー・ストラテジー」により、新たな収益獲得モデルを確立した際には先行者利益を最大限に享受できる上、模倣困難性が高いことから半永久的に競争優位性が維持され、大きな強みとなります。

ただ、どんなにすばらしいアセットも生かさなければ意味がありません。

今、一番に考えているのは他社と手を携えてアセットを活用し、「配布エリア内（千葉県・茨城県）の地域活性化／配布エリア外のマーケットとの接続による非連続な拡大」の両軸で新価値を創造することです。



### (3) 成長のカギとなるシーパワー (当社ウェブサイト資料 10～11P)

あらゆる企業が当然のように取り組んでいる既存ビジネスの改善・強化・拡大(知の深化)に対して、飛び地ともいえる異分野にアンテナを張り、コアビジネスとは一見異なる世界に目を配り、創造に思いをはせる、いわば「知の探索」と呼ばれる活動は、企業がよほど意識して取り組まないとおろそかになってしまいます。

残念ながら、人的・資金的リソースの限られた中小企業においては、ことさら困難なテーマといえますが、時にパラダイムシフトを引き起こすようなイノベーションは、この「知の探索」活動から生まれます。これが近年、世界的コンセンサスとなりつつある「両利きの経営」の骨子です。

イノベーションは非連続・飛躍的な企業価値向上をもたらします。当社はこの「知の探索」を、稀有で唯一無二のアセット活用を通じて推進する戦略を採用します。

それが「両利きの経営」と「アセット活用型シーパワー・ストラテジー(戦略)」です。

「両利きの経営」に即して言うなら、ランドパワーは知の深化(既存ビジネスの強化拡大)、シーパワーは知の探索(分野とイノベーションの可能性を探る)です。

売上げを増やすには、数か単価を増やすことが定石です。ランドパワーとは、既存事業や既存サービスを強化・拡大することで数・単価をアップする、大企業がよく取り得る方法です。大企業ならいざ知らず、中小企業の場合は効果を発揮するまでに果てしない労力と時間が必要です。そこで、シーパワー的発想で当社にはない事業やサービスを提供している会社と手を携え、リソースはそのままに当社アセットの提供を通じて新サービスを創出、スピード感を持って数・単価を高めてまいります。

既存ビジネスに支えられながらアセットを維持・安定させる一方で、そのアセットを活用した他社との連携に軸足を置くということです。

単に陸続きに事業を広げるのではなく、我々が持つアセットを活用できる「目的地」を飛び地に見定め、大海原に漕ぎ出すことで事業スケールの拡大が実現できると考えています。アセットの活用可能性を引き出し、他社へ提供します。「シーパワー・ストラテジー」へと大きく舵を切ることで、非連続的な成長を目指します。

### (4) シーパワー・ストラテジー (当社ウェブサイト資料 24～30P)

新体制になってからは多くの企業と連携についての協議や意見交換を具体的に行っており、当社のアセットに光を当てて明示することによる効果を日々実感しています。他社の強みと当社の強みを掛け合わせ、お互いにサービスを補完することで、1+1が2ではなく3にも4にも、あるいは $\alpha$ や $\beta$ のような全く別の価値を創造し得ると考えています。

具体的な展望は次のとおりです。

#### ①SDGs 経営支援での連携

取引件数年間約8,000社(累計80,000社)を誇る当社の「顧客リスト」を活用します。A社では、企業のSDGsに関わる課題解決の支援を展開しています。地方のサステナブルを本丸にするべく、プラットフォームとしての圧倒的知名度を誇るA社と地域のお店・企業と密接な関係にある当社が手を取り合うことで、千葉県内でのサステナブルな取り組みを推進し、社会的貢献と経済的合理性を両立させます。

## ②HR事業での連携

数千件以上の千葉県内の求人扱うB社は、Web媒体を主軸に業績を伸ばしています。取り扱い件数とエリアの広さから、当社の営業網を活用する相互共同販売を提案中です。また、当社の紙の求人媒体「Happiness」は好調ですがWeb媒体は成長過程です。B社のWeb媒体を共に販売することでWeb・紙両方の提案を可能とし、顧客にとってのメリットを高め、当社のHR事業をスケールアップさせる一歩とします。

ここまでは「配布エリア内（千葉県・茨城県）中で完結する地域活性化」を目的とした動きです。もうひとつの軸である「配布エリア外のマーケットとの接続による非連続な拡大」は、エリア外の人をエリア内へ、あるいはエリア内の価値をエリア外（全国・グローバル）へ訴求するようなイメージです。

## ③インバウンド旅行サービスでの連携

少人数を対象にしたコンパクトな観光ツアーを実施するC社は、我々の発行エリア外、すなわち世界のツーリストをエリア内へと流入させる呼び込み型のサービスです。特に、成田空港から至近の千葉県は海外からの旅行者にとって絶好の立ち寄りスポットです。ニーズは確実に見込める一方で、数時間のコンパクトなツアーであるがゆえに多数のツアーガイドの確保がクリティカルパスとなります。当社がこれまでの取材で培った知識・知見を生かした魅力的なツアーの企画立案や、約170万世帯へのラストワンマイルリーチでガイドの発掘も容易です。

## ④LINEを使ったEC事業での連携

LINE向けネットショップ作成サービスを展開しているD社との連携では、当社のtoCビジネスの商圏を「ちいき新聞読者（千葉県・茨城県）」から「LINEユーザー（全国）約9,500万人」へと拡大できる可能性を秘めています。出店メリットも増大させる拡散-解放型のサービスが実現します。

その他にも、ローカルプロモーションでの連携など、多彩な企業とのアライアンスを検討しています。

## (5) アセット活用のためのAIの研究・開発

### （当社ウェブサイト資料 33P、37P）

これらのアライアンスを進める過程で、ユーザーデータが膨大な量となっていくことが予想されています。いずれ人の手による管理は限界を迎え、AIによる整理・分析が不可欠になることが予想されます。

そこで、当社が持つ顧客データや読者データといったアセットを最大限活用するために産学連携で生成AIを研究・開発します。

「ちいき新聞」の読者には熱心なファンも多く、1カ月に約1万人から「読者の声」が寄せられており、読者約6万人分のデータが蓄積されています。現在は編集スタッフを中心に目視でその声を拾っている状況ですが、生成AIが介入すれば、より正確に効率よく「読者の声」をコンテンツ作成に反映できると考えております。

また、年間で約2万本と膨大な量の広告原稿を作成していますが、その中には反響の良い広告もあれば芳しくない広告も当然あり、玉石混交です。生成AIによって反響の良い広告原稿を分析できればクライアントへの提案内容の精度が上がり、売上への貢献も見込めます。



さらに、これらの「生きたユーザー情報」を地図情報システム（GIS）と掛け合わせることも生成AIを用いれば実現可能です。

このように、生成AIの研究・開発は業務効率化だけではなく、新サービス立ち上げに寄与します。攻めと守りの両方での活用においてAIが持つ可能性は計り知れません。

## **(6) 実現化に向けたアドバイザリーボード構想 (当社ウェブサイト資料 32～33P)**

これまでに述べた連携や研究・開発を現在の自社リソースだけで実現するには多くの壁が立ちただかりますが、絵空事にせずハイレベルで確実に実行するため、各分野のスペシャリストによるアドバイザリーボードの組成を構想しています。

- ・生成AIの研究開発（産学連携）
- ・社員エンゲージメント（CHRO機能）
- ・戦略ディスクロージャー（投資家エンゲージメント）
- ・プライベートエクイティファンド（Board3.0）

生成AIの研究開発において協力いただく方は、AIの研究分野において深い知見と人脈をお持ちの方です。

また、社員のエンゲージメントが高いことが、イノベーションが生まれる重要な要素と考えています。私たちが保有しているアセットの価値を社内外に正しく訴求できたなら、自然と「この会社で働きたい」という人が増え、人材確保のコストも削減できます。

そこで、複数の企業でCHRO（最高人事責任者）としての実績を持つ方と組織・人事改革を主軸に企業立て直した経歴のある方をアドバイザーとして迎えます。人材のプロフェッショナルの加入で、社員ひとりひとりの意識改革につなげてまいります。

戦略ディスクロージャーを担う人材として、株主価値の理論に基づく体系的なアドバイスで多数の上場企業の時価総額に貢献した方を招集し、投資家に向けた情報発信の精度を高めることで時価総額向上を目指します。

現行のモニタリングボードモデル（Board2.0）の限界を問題意識に据えた結果、新しいモデルとして提唱されたBoard3.0構想（※）を、著名なPEファンドを率いる方の参画を通じて実践してまいります。

アライアンスやアドバイザリーボードの実際の社名や実名については、公表可能な然るべきタイミングにて順次開示させていただくことをご了承ください。

（※）…2019年米国のロナルド・ギルソン教授（スタンフォード大学/コロンビア大学）と、ジェフリー・ゴードン教授（コロンビア大学）は、現行のBoard2.0では（監督重視型の）社外取締役がリスクの回避を重視するあまり、企業価値向上へのチャレンジに消極的な姿勢に陥りがちな傾向を課題ととらえ、新たな取締役会モデルを提唱し、長期投資家やプロ投資家を加えて企業価値向上に貢献させる必要性を説きました。

## (7) Web版港町構築プロジェクト

～AI×デジタルデータによる新たなコアアセットの創出を目指して～

(当社ウェブサイト資料 35～38P)

当社が運営するWeb版「ちいき新聞」ともいえる「チイコミ！」のユニークユーザー数は前期比41.6%増（2023年8月期末時点）と、堅調な伸びを見せています。

今後Webサイト「チイコミ！」が目指す姿は人が行き交う「港」です。いわば「シーパワー・ストラテジー」推進の人・もの・取引における動線の要衝に創り上げていく構想です。

端的に言えば、これからアライアンスが進んで生まれる数々の新サービスを利用する際に必ず通る場所です。

内外から多くの物や人が集まる港には、市場やカフェなどが滞留する施設があり、訪れる人を楽しませてくれます。「ちいき新聞」本紙に掲載されている広告・記事といったコンテンツを「チイコミ！」にも同じように展開することで、単なるハブ機能だけでなくエンタメ性あふれるサイトとなり、ユーザーに楽しさ・面白さも提供してまいります。

これまでは営業・編集ともに本紙とWebで組織が分かれていましたが、これからはWebと本紙をひとつのものとして体制を整えます。限られた紙面で有益な情報を届けるために、Webを最大限に活用し、読者の離脱を防ぐことも目的です。

Webメディアと切っても切り離せないPV増の施策においても、各サービスからの流入が担保された状態であれば、コンテンツは「面白さ」のみの追求で「にぎわい」という目的は達成できると考えます。

「チイコミ！」上でのにぎわいを創出し、さまざまなサービスの参加にいざなうプラットフォームへと成長させれば、模倣困難にして新たなコアアセットの構築につながります。

また、ユーザーやクライアントデータの集積・通過所となるため、今後開発を予定している生成AIの活用の本丸にもなると想定しております。そのために必要な投資はいわば港の建築費用、まちづくりの予算です。テストマーケティングの実施やデータ解析を通してアセット化し、新サービス実装の礎とします。

## (8) 今回のライツ・オフリングの用途

(当社ウェブサイト資料 40～45P)

本来であれば、コア事業で生み出した利益を今後の新しい収益の柱となる事業、若しくはコア事業をより強化する事業に再投資することで好循環を生み出していくことが理想ですが、残念ながら当社の今の事業が生み出すキャッシュフローだけでは十分な再投資が出来ない状況にあります。よって、資本市場からの資金調達を実行することでスピード感を持ってこれら戦略に関する基本方針を実現してまいります。今回の増資の具体的な用途内容は以下のとおりです。

### ①資本業務提携、M&A／1.6億円

HR関連、EC関連、マッチング関連などの外部企業との連携が当社のアセット活用にとって肝心です。資本業務提携およびM&Aを実現するための費用として充当し、互いの企業価値を押し上げる取り組みを推進します。

### ②Web版港町構築プロジェクト、AI・システム研究開発／1.5億円

当社の持つ膨大な顧客データ・読者データはAIを活用することでさまざまな展開を見込めます。生成AIの研究開発および生成AIを利用したシステム開発と並行して、生成AI活用の可能性や新サービス実装についても検証してまいります。

### ③リソースの拡充／0.3億円

新しい営業拠点の開設や本社機能の拡充に加え、営業スタッフや管理部門スタッフの採用などで人員体制を整えます。また、インフラ維持のために、ポストメイト（配布員）のインセンティブ底上げも検討しております。アセットを強化することでアライアンスを成功に導きます。

### (9) 最後に

「フリーペーパー事業で培った価値の転換」と言っても、フリーペーパーの発行事業をやめるわけではありません。毎週の「ちいき新聞」発行によって多くのアセットが生み出されてまいりました。それらに磨きをかけ、より輝かせるには発行を続けることが大前提です。これまで以上に大切にしていきたい事業の柱であり、アセットの維持強化の生命線です。

ここまで述べてきたように、アセットを最大限に生かし、さらなる強固で新しいアセットを創り続けることを通じて我々にしかでき得ないサービスを生み出します。その結果、当社の価値をより多くの人に実感してもらうことにより次なる連携が生まれ、加速度的に事業規模は拡大してまいります。

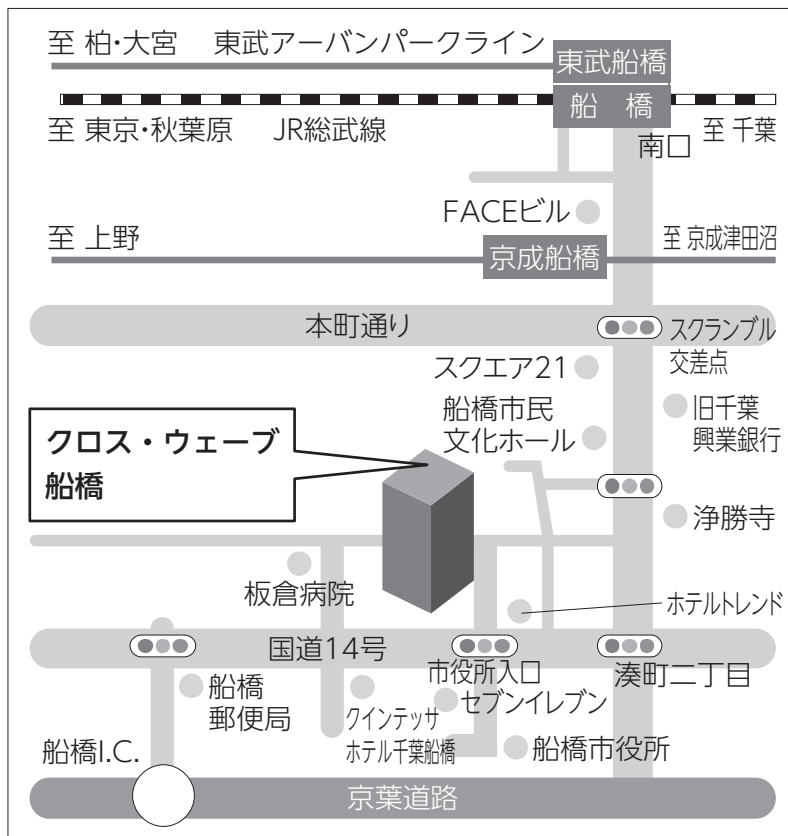
上場維持の条件である「時価総額40億円」は通過点に過ぎません。創業から40年間培ってきたアセットの高次元への引き上げに成功すれば、さらなる時価総額の上振れも夢ではないと確信しています。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

千葉県船橋市本町二丁目9番3号

セミナーハウス クロス・ウェーブ船橋



## 交通のご案内

### 〈ご参考〉

交通機関

JR総武線「船橋」駅から徒歩約9分

東武アーバンパークライン「船橋」駅から徒歩約9分

京成本線「京成船橋」駅から徒歩約7分

本総会につきましては、お土産の配布は中止とさせていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願いいたします。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。